

井田川水系土地改良区

理事長 若林 博之 殿

承 諾 書

1. 土地の表示
2. 所有者及び転用者
3. 転用の目的及び時期
4. 転用者において処理すること
  - イ. 下流の農地に汚水等の迷惑をかけぬこと。
  - ロ. 農地に建物及び樹木の陰等の迷惑をかけぬこと。
  - ハ. 危険な廃材及び土石、雑草を放置し農村環境を破壊しないこと。
  - ニ. 隣接地及び道路の境界に必ず側溝を入れること。
  - ホ. 擁壁をする場合、隣接地と協議して決めること。
  - ヘ. 公共地との境界は、土地改良区及び集落立会で決めること。
  - ト. 転用後転売しても、この条件は責任をもって引き継ぐこと。

上記の転用内容及び条件について履行されることとして承諾します。

令和 年 月 日

隣接所有者及耕作者

印

生産組合長

印

集落自治会長

印

土地改良区役員

印